

公益財団法人大阪府保健医療財団の経営分析について

対象受検機関：健康医療部保健医療室健康づくり課

事務事業の概要	検出事項	改善を求めるもの(意見)
<p>1 公益財団法人大阪府保健医療財団（以下「財団」という。）の概要</p> <p>(1) 目的 がん・循環器病の予防、その他公衆衛生及び医療に関する各種事業を行い、府民の健康の保持及び増進に寄与することを目的としている。</p> <p>(2) 沿革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和40年7月 財団法人千里保健医療センターの名称で設立 ・昭和42年2月 新千里病院の運営開始（平成15年4月社会福祉法人恩賜財団済生会へ経営移譲） ・昭和54年12月 大阪府立千里救命救急センターの管理運営受託（平成16年3月終了） ・昭和55年4月 大阪府立千里看護学院の管理運営受託（平成18年3月終了） ・平成13年4月 財団法人大阪府保健医療財団に名称変更 ・平成13年7月 大阪府立健康科学センターの管理運営受託（平成24年3月終了） ・平成22年4月 財団法人大阪がん予防検診センターと統合、同法人の事業、職員等を継承 ・平成25年4月 公益認定 <p>(3) 現在の主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪がん循環器病予防センターの運営（平成24年4月に大阪がん予防検診センターと健康科学センターの事業を統合） ・大阪府立中河内救命救急センター（以下「救命救急センター」という。）の管理運営受託（平成10年5月から） ・大阪府からの業務受託（平成27年度は、循環器疾患予防研究業務委託外8事業） <p>(4) 大阪府の関与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団の基本金、出えん団体及び出えん割合 基本金：3,700万円 出えん団体（出えん割合）：大阪府（48.6%） 大阪府医師会（40.6%） 大阪市（5.4%） 大阪府歯科医師会（2.7%） 大阪府薬剤師会（2.7%） <p>※「大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例」の規定による「出資法人」に該当。出資法人は、毎事業年度終了後、経営評価を行い、その結果を府に報告し、府は当該報告について審査を行い、事業の実施状況、経営状況その他の事項を評価して、その結果を当該出資法人に対して通知することとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「行財政改革推進プラン(案)」(平成27年2月) 財団の方向性を「抜本的見直し 中河内救命救急センターの運営形態のあり方について東大阪市・東大阪市立総合病院と引き続き協議。上記協議結果や府補助事業の終了などを踏まえ、自立化を検討。」としている。 ・救命救急センターの運営 救命救急センターの運営形態のあり方については、平成29年4月から市立東大阪医療センター（平成28年10月東大阪市立総合病院が地方独立行政法人化）を指定管理者とすることで、東大阪市・東大阪市立総合病院と引き続き協議を進めている。府議会での議決を得れば、財団の管理運営受託は、平成29年3月31日をもって終了する。 	<p>正味財産期末残高の減少が近年のペースで推移すれば、あと数年で一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条第2項に規定する解散事由に該当する可能性がある。</p> <p>中期経営計画期間の最終年度である平成28年度に収支バランスを均衡させる計画となっているが、計画との乖離が大きくなっている。財団は平成26年度に検診部門別の収支分析を行ったとしているが、収支改善面では十分な効果が出ていない。</p> <p>府は、平成24年度からの5年間で、検診機関が不足する地域の解消を図り、財団に対する車検診補助金は段階的縮減により平成28年度で終了することとしているが、検診機関不足地域の解消が十分に進んでいるとはいえない。</p> <p>【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】 第202条 2 一般財団法人は、前項各号に掲げる事由のほか、ある事業年度及びその翌事業年度に係る貸借対照表上の純資産額がいずれも300万円未満となった場合においても、当該翌事業年度に関する定時評議員会の終結の時に解散する。</p> <p>※ 公益財団法人は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」が適用される。</p>	<p>財団の事業別収支分析や他機関とのベンチマーク分析などを早急に進め、単年度黒字化が確実性のあるものとなるよう、府として財団の次期中期経営計画の策定に対し必要な助言等を行われたい。</p> <p>検診機関不足地域の検診実施状況や、財団の車検診事業を含む事業別収支分析結果等について、府として十分に分析した上で、財団による来年度以降の車検診事業の在り方について、財団と協議、調整等を行われたい。</p>

・大阪府がん検診推進事業（車検診）補助金（以下「車検診補助金」という。）
 検診機関が不足する地域での車検診を補助対象としている。府（健康医療部保健医療室健康づくり課）は、平成24年度からの5年間で、がん検診を受けやすい環境整備を進め、検診機関が不足する地域の解消を図ることとし、財団においては、この5年間で、車検診に係る収支改善を図るための取組を効果的に進めることで、車検診補助金を平成24年度の70百万円から年20%ずつ段階的に縮減し、平成28年度で終了することとしている。

2 財団の財務状況等

(1) 「中期経営計画（平成24年度～平成28年度）」（平成24年6月）

(目的)

これまで取り組んできた、がんと循環器病予防の専門性の向上と受診者サービスの充実に向けた効率的・効果的な事業展開や、法人経営の自立化を図るため、府補助金の最終年度となる平成28年度において、収支バランスの均衡を目指した中期経営計画を策定し、計画期間中の目標とその達成に向けた具体的な取組内容を明らかにする。

(取組)

[収入確保]

- ・ 検診車稼働率の向上
- ・ 乳がん検診受診者の増
- ・ 総合健診の受診者増
- ・ 検診単価の改正（平成26年度を目途）

[経費の削減]

- ・ 入札制度の厳格化、委託契約等の見直し等

(2) 財団は、平成28年度に収支バランスの均衡、平成29年度の単年度黒字化（法人経営の自立化）を目指しているが、平成27年度末決算までの状況では、計画どおりの収支改善が図られていない。また、正味財産期末残高が毎年度減少している。

(収支状況に係る計画と実績の比較)

(単位：千円)

	平成23年度見込	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
計画数値	△85,000	△59,974	△57,122	△48,426	△16,497	±0
実績数値	△57,063	△34,667	△73,600	△94,977	△94,351	

(正味財産期末残高の推移)

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
当期一般正味財産増減額	△34,667	△73,600	△94,977	△94,351
当期指定正味財産増減額	22	23	35	63
正味財産期末残高	857,453	783,876	688,934	594,645

(車検診補助金の推移)

(単位:千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
車検診補助金	69,902	58,217	43,493	29,028	14,425
平成24年度と比較	±0	△11,685	△26,409	△40,874	△55,477

【大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例】

(定義)

第2条 この条例において「出資法人等」とは、資本金、基本金その他これらに準ずるもの(以下「資本金等」という。)の府の出資割合(以下「府の出資割合」という。)が4分の1以上である法人で、府の行政運営と密接に関連性を有するものとして当該法人を所管する知事等(知事及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第1項の規定に基づき府に置かれる執行機関をいう。以下同じ。)の規則(規程を含む。以下「知事等の規則」という。)で定めるもの(以下「出資法人」という。)及び出資法人以外の法人のうち、府が財政的援助又は人的援助を行うことによりその運営に多大の影響を及ぼしている法人で、知事等の規則で定めるものをいう。

2 この条例において「経営評価」とは、あらかじめ知事等が定めて公表する指針(以下「指針」という。)に基づき、法人の設立目的と事業内容の適合性、業務遂行の効率性、事業の採算性その他法人の経営の目的に応じて必要な視点から、当該法人自らが経営全体を分析し、その結果に関し総合的に評価を行うことをいう。

(自律的運営等への配慮)

第3条 知事等は、この条例の適用に当たっては、出資法人等の自律的な運営等に十分に配慮するものとする。

(報告、評価、助言等)

第4条 知事等は、それぞれ所管する府の出資割合が2分の1以上である出資法人に対して、毎事業年度終了後経営評価を行い、その結果を報告するよう求めるものとする。

2 知事等は、指針に基づき、前項の規定による報告について審査を行い、当該出資法人の事業の実施状況、経営状況その他の事項を評価して、その結果を当該出資法人に対して通知するものとする。

3 知事等は、前項の規定により評価した事項のうち、改善を要すると認めた事項について、当該出資法人に対して助言等を行うとともに、必要な措置を講じるよう求めるものとする。

4 知事は、第2項の規定による評価の結果、前項の規定により行った助言等又は講じるよう求めた必要な措置について、議会に報告するとともに公表するものとする。

5 知事等は、それぞれ所管する出資法人等(第1項に規定する出資法人を除く。)に対して、第1項の規定の例により報告を求めるよう努めなければならない。

6 第2項及び第4項の規定は、前項の報告について準用する。

措置の内容

第2期中期経営計画の策定及び策定に当たっての経営分析を進めるため、「計画策定プロジェクトチーム」の設置を提言し、健康づくり課職員も参画するとともに、下記の1から4の取組を行った。

- 1 経営分析（部門別・部位別の損益分岐点の算出）にあたって公認会計士（財団監事）の活用を提案するとともに、公認会計士との打合せに財団職員とともに参画。
- 2 損益分岐点算出の基礎資料として、経費の部門別区分、固定費・変動費の区分の考え方について、財団とともに検討。
- 3 類似団体（検診機関）における収支改善方策について調査するとともに、特に経営状況が良い団体の取組について同団体よりヒアリングするよう提案。
- 4 ベンチマーク分析の手法（経営コンサルタントの活用など）について提案し、分析作業にあたって、財団職員とともに経営コンサルタントとの打合せに参画。

これらの取組の結果、平成29年5月26日付で大阪府指定出資法人評価等審議会の同意を得て、平成29年6月12日の財団理事会において第2期中期経営計画が策定された。

車検診事業については、財団の事業別収支分析結果及び検診車の派遣状況や派遣1回当たりの受診者数などの分析結果によると、市町村により受診者数に差異が生じており、検診効率が悪く不採算となっていることを確認した。しかしながら、検診機関が不足する地域の解消が十分に図られておらず、車検診は府内の市町村におけるがん検診の3割から4割を占めている状況であり、府のがん対策を進める上で継続が必要であると判断した。

なお、事業継続に当たっては、収支改善を図ることが不可欠であることから、受診者数が少ない市町村に対して受診者を増やすことや配車日数を短縮するなどの調整を行い、車検診事業の効率的な運用ができないかといったアドバイスを行った。また、平成29年4月1日から市町村に対する検診単価の値上げを行った。

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年8月1日、事務局：平成28年6月13日から同月29日まで）